

判定区分Ⅳの構造物リスト(大阪府)

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：仮受け材の設置、トンネル：はく落防止工の設置、道路附属物等：標識の撤去）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
池田市	イマスイロ7コウバシ	住吉第10号線	不明	床版拡幅部（RC造）の下面は全面に鉄筋露出 床版拡幅部（S造）は広範囲に著しい腐食（板厚減少） 鋼板に腐食があり、路面に穴が開く危険性がある

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
				該当なし

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
堺市	道路標識	府道大阪中央環状線	不明	—

※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態